官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づく事務所の場所を告示する件の一部を改正する件（個人情報保護委一四）　一
〔その他告示〕
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（総務三六一）　一
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（法務一三二、一三三）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務四二七、四二九）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とコスタリカ共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同四二八）
○保安林の指定をする件（農林水産一六六九～一六七一）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一六七二、一六七三）
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一六一）
〔国会事項〕
内閣
〔人事異動〕
内閣
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
最低賃金の改正決定に関する公示（宮城労働局最低賃金公示三、栃木同二、山口同三、香川同二、福岡同三・四）　三
〔公　告〕
労　働
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　三
官庁
諸事項　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三
会社その他　三〇

法規的告示

○個人情報保護委員会告示第十四号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、平成二十八年個人情報保護委員会告示第五号（公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づく事務所の場所を告示する件）の一部を次のように改正し、令和七年十一月二十五日から施行する。

令和七年十一月六日　個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
東京都港区虎ノ門二丁目二番三号　虎ノ門アルセアタワー十二階　個人情報保護委員会事務局総務課内	東京都千代田区霞が関三丁目二番一号　霞が関コモンゲート西館三十二階　個人情報保護委員会事務局総務課内

その他告示

○総務省告示第三百六十一号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和七年十月二十二日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年十一月六日　総務大臣　林　芳正

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　アマノタイムスタンプサービス３１６１
2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　81a0 26d3 9199 8472 9e5f f9b8 d399 9d58 d98c 13b3
3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　f39c d355 cd50 9c49 2ee7 b2b0 9db6 53c3 5044 e301 4241 4a6f 8eb7 5d57 c133 8292
4　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　865e b3be 86af 635b 2ee2 a294 cbd0 917d 0600 aa8c
5　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　54b7 ee79 d316 f4ef d138 7f47 29b1 118f a209 28fe b29a c008 5d16 90c9 59b6 64f0
6　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　3020001019365
7　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　アマノ株式会社
8　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Amano Corporation
9　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地

○法務省告示第百三十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十一月六日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

特定非営利活動法人福岡マンション管理組合連合会

福岡県福岡市中央区大名二丁目八番十八号

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第七号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年十月二十日

○法務省告示第百三十三号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十一月六日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

一般社団法人事業再生実務家協会

東京都港区虎ノ門三丁目八番二十五号近鉄虎ノ門ビル十階

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第二号乃至第十五号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年十月十七日

○外務省告示第四百二十七号

令和七年十月二日にリマで、円借款の供与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の平成二十六年十一月七日付けの交換公文に従ってペルー共和国政府に供与されることになったモケグア水力発電所整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和四年一月十三日付けの口上書により令和六年一月十五日まで延長された。）がペルー共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和九年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、ペルー共和国政府との間に行われた。

令和七年十一月六日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百二十八号

令和元年六月五日にサンホセで、円借款の供与に関する日本国政府とコスタリカ共和国政府との間の平成十八年三月三十一日付けの交換公文に従ってコスタリカ共和国政府に供与されることになったサンホセ首都圏環境改善計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（平成二十七年十二月四日付けの口上書により令和元年六月十七日まで延長された。）がコスタリカ共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和二年四月十七日まで延長される旨の口上書の交換が、コスタリカ共和国政府との間に行われた。

令和七年十一月六日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百二十九号

令和四年二月十日にリマで、円借款の供与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の平成二十六年十一月七日付けの交換公文に従ってペルー共和国政府に供与されることになったペルー沿岸部洪水対策計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がペルー共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和七年一月二十六日まで延長される旨の口上書の交換が、ペルー共和国政府との間に行われた。

令和七年十一月六日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第千六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡**久**万高原町大成一〇五三、一〇五六から一〇五八まで、一〇六二、一〇八七から一〇八九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大成一〇五七・一〇五八・一〇八九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び**久**万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡**久**万高原町河の子一八八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

河の子一八八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び**久**万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県大洲市戒川甲一〇一〇、甲一〇一二、甲一〇一四、甲一〇一六、甲一〇一七、甲一〇四七、乙一八〇四、乙一八二八、乙一八二九の一、乙一八二九の二、乙一八三〇、乙一八三一、白滝乙二七九、乙二八〇、乙二九三の一、乙二九六の一、乙二九六の九から乙二九六の一一まで、乙二九六の一四から乙二九六の一六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

戒川甲一〇一四・甲一〇一七・白滝乙二九六の一四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県大洲市戒川甲一〇一〇、甲一〇一二、甲一〇一四、甲一〇一六、甲一〇一七、甲一〇四七、乙一八〇四、乙一八二八、乙一八二九の一、乙一八二九の二、乙一八三〇、乙一八三一、白滝乙二七九、乙二八〇、乙二九三の一、乙二九六の一、乙二九六の九から乙二九六の一一まで、乙二九六の一四から乙二九六の一六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

戒川甲一〇一四・甲一〇一七・白滝乙二九六の一四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県吾川郡仁淀川町大板字タラシバ二七〇四、字ユマキガ畝二七〇五、字横指場二七〇三、字乙女ガ畝二六九二の一、二六九二の二、字黒森日出ケ峠二七一五の一、二七一五の三、二七一五の五、二七一六の一、二七一六の三、二七一六の五、二七一七の一、二七一七の三、二七一七の五、二七一八の一、二七一八の三、二七一八の五、二七一九の一から二七二〇の三まで、字山犬ケ佐古二六九四、二六九六から二六九九まで、字獅々ケ佐古二七〇八、字鹿ケ森二七二一、字熟々谷二六四〇の一、二六四〇の二、二六四一の一、二六四一の二、二六四二の一、二六四二の二、二六四三の一、二六四三の二、二六四四から二六四六まで、二六四七の三、二六四九の三、二六五〇の三、二六五一の三、二六五二の一、二六五三の一、二六五五の一、二六五六の一、二六五七の一、二六五九の一、二六六〇の一、二六六〇の三、字出合場二六三五の一から二六三五の四まで、二六三六の一から二六三六の三まで、二六三七の四、字待合二六七二、二六七五、二六七六、二六七八から二六八四まで、二六八六、二六八七、二六八九、字天狗ケ畝二六九〇の一から二六九〇の三まで、字天狗ケ休場二六九一、字無毛ケ畝二六六一の一、二六六一の二、二六六三の一、二六六三の二、二六六五の一、二六六五の二、二六六六の一、二六六六の二、二六六七から二六六九まで、字目掛佐古二六九三、字揚ケ場二六三九の一から二六三九の七まで、二六三九の一〇から二六三九の一五まで、字立リ巻二六三八の一、二六三八の三から二六三八の七まで、二六三八の一〇から二六三八の一四まで、二六三八の一六、峯岩戸字イラズ大道ノ上一五三五の一、一五三五の三、一五三五の四、一五三六の一、一五三六の三、一五三六の四、一五三八の一、一五三八の三、一五三九の一、一五三九の三、一五三九の四、一五四〇の一、一五四〇の三、一五四〇の四、一五四三の一、一五四三の三、一五四四の一、一五四四の三、一五四五の一、一五四五の三、一五四六の一、一五四六の三、一五四九の一、一五四九の三、一五五〇の一、一五五〇の三、一五五一の一、一五五一の三、一五五二の一、一五五二の三、一五五三の一、一五五三の三、一五五四の一、一五五四の三、一五五五の一、一五五五の三、一五五六の一、一五五六の三、一五五七の一、一五五七の三、一五五八の一、一五五八の三、一五五九の一、一五五九の三、一五六〇の一、一五六〇の三、一五六一の一、一五六一の三、一五六二の一、一五六二の三、一五六三の一、一五六三の三、一五六四の一、一五六四の三、一五六五の一、一五六五の三、一五六六の一、一五六六の三、一五六七の一、一五六七の三、一五六八の一、一五六八の三、一五六九の一、一五六九の三、一五七〇の一、一五七〇の三、一五七一の一、一五七一の三、一五七二の一、一五七二の三、一五七三の一、一五七三の三、一五七四の一、一五七四の三、一五七五の一、一五七五の三、一五七六の一、一五七六の三、一五七七の一、一五七七の三、一五七八の一から一五七八の三まで、字黒森龍ノ下タ一七二〇、一七二一の一、一七二一の二、一七二二から一七二八まで、一七三一、一七三二、一七三五から一七三七まで、字山ベリノ北大道ノ上一四六一の一、一四六一の二、一四六一の四、一四六六の一、一四六七の一、一四六七の三、一四六八の一、一四六八の三、一四六九の一、一四七〇の一、一四七〇の三、一四七二の一、一四七三から一四八二まで、一四八五から一四八七まで、一四八八の一、一四八八の二、一四八九の一、一四八九の二、一四九〇の一、一四九一の二、字山ベリ畝一四五一の一から一四五一の四まで、一四五二の一、一四五二の二、一四五五の一、一四五五の二、一四五六の一、一四五六の二、一四五八の一、一四五八の二、一四五九の一、一四五九の二、一四六〇の二、一四六〇の三まで、一四六一の一から一四六一の三まで、一四六一の四から一四六一の六まで、一四六二の一から一四六二の三まで、一四六四の一から一四六四の三まで、一四六五の一から一四六五の三まで、一四六六の一から一四六六の三まで、一四六七の一から一四六七の三まで、一四六七の五、字モミギ畝一四三九の一、一四三九の三、一四三九の四、一四四〇の一、一四四〇の三、一四四一の三、一四四二の三、一四四二の五、一四四三の一、一四四三の三、一四四三の五、一四四四の一、一四四四の三、一四四四の五、一四四五の一、一四四五の三、一四四五の五、一四四六の一、一四四六の三、一四四七の一、一四四七の三、一四四八の一、一四四八の三、一四四八の五、一四四九の一、一四四九の三、一四四九の五、一四五〇の一、一四五〇の三、一四五〇の五、一四五一の一、一四五一の三、一四五二の一、一四五二の三、一四五二の五、一四五三の一、一四五三の三、一四五四の一、一四五四の三、一四五五の一、一四五五の三、一四五六の一、一四五六の三、一四五七の一、一四五七の三、一四五八の一、一四五八の三、一四五九の一、一四五九の三、一四六〇の一、一四六〇の三、一四六一の一、一四六一の三、一四六二の一、一四六二の三、一四六三の一、一四六三の三、一四六四の一、一四六四の三、一四六五の一、一四六五の三、一四六六の一、一四六六の三、一四六七の一、一四六七の三

三の一、一七八三の三、一七八三の四、一七八四の一、一七八四の二、一七八四の三、一七八四の四、一七八五の一、一七八五の二、一七八五の三、一七八五の四、一七八六の一、一七八七、一七八九、一七九〇、一七九四、字豆腐石一六九一から一七〇九まで、一七一一、字立道ノ西一五五二から一五五七まで、一五五八の一、一五五九の一、一五五九の三、一五六〇の一、一五六〇の三、一五六一、一五六二の一、一五六二の三、一五六三の一、一五六三の三、一五六四の一、一五六四の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

○経済産業省告示第百六十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年十一月六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和七年台風第二十二号に伴う災害	東京都	令和七年十月八日から令和八年二月五日まで
	島しょ利島村	
	島しょ新島村	
	島しょ神津島村	
	島しょ三宅村	
	島しょ御蔵島村	
	島しょ八丈町	
	島しょ青ヶ島村	

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡津野町船戸字馬場山四〇二五の一から四〇二五の三まで、四〇二五の五から四〇二五の二七まで、四〇二五の二九、四〇二五の三〇、四〇二五の三二、四〇二五の三四から四〇二五の三七まで、四〇二五の七二、四〇二五の七三、四〇二五の七六から四〇二五の七八まで、四〇二五の八二、字大臣家四〇二六の四、四〇二六の九、四〇二六の一〇、字井ノ畝四〇三〇の一、四〇三〇の二、四〇三〇の四から四〇三〇の一一まで、字寺ケ谷四〇三一、四〇三三の一、字稲葉山四〇三四の一から四〇三四の四まで、字廣藏谷四〇五八、字柿ノ木ノ平四四四八の二、四四四八の三、字西ノ峯四四五〇、四四五二の一、四四五三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を高知県庁及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

生活保護受給世帯及び低所得世帯へのエアコン設置推進等に関する質問主意書（山井和則提出）

訪問介護事業所への支援等に関する質問主意書（山井和則提出）

農業簿記の制度的支援に関する質問主意書（八幡愛提出）

首相官邸の人事構成における民間人材の比率及び利益相反防止策に関する質問主意書（八幡愛提出）

質問書転送

十一月四日次の質問主意書を内閣に転送した。

同性婚に関する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する質問主意書

ＳＯＲＡ２と著作権法第三十条の四に関する質問主意書

ＡＩ導入による実質的生産性低下の懸念に関する質問主意書

株式会社オルツへの政府支出に関する質問主意書

風俗求人のアドトラックに対する適切な規制の在り方に関する質問主意書

歴史認識に関する質問主意書

連立政権に関する質問主意書

憲法の幾つかの規定に関する質問主意書

外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理に関する質問主意書

外国人との秩序ある共生社会推進室に関する質問主意書

答弁書受領

十一月四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員吉田はるみ提出令和七年度より開始した高等教育修学支援新制度（多子世帯の学生等に対する大学等の授業料・入学金の無償化等）に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高井崇志提出スルガ銀行の不正融資問題に関する懲戒処分行員情報及び報告徴求命令後の実効性等に関する質問に対する答弁書

議事日程

十一月五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第四号

令和七年十一月五日（水曜日）

午後一時開議

一　国務大臣の演説に対する質疑（前会の続）

参議院

議事日程

十一月五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三号

令和七年十一月五日（水曜日）

午前十時開議

第一　国務大臣の演説に関する件（第二日）

議案受領（予備審査）

十一月四日衆議院から次の議案が送付された。

飲食料品に係る消費税の税率を引き下げて零とする臨時特例の創設及び給付付き税額控除の導入に関する法律案（吉田はるみ外四名提出）（衆第一号）

質問主意書転送

十一月四日次の質問主意書を内閣に転送した。

指定病院等における不在者投票等に関する質問主意書（伊藤孝恵提出）（第一八号）

郵便投票制度の改善及び投票機会の拡充に関する質問主意書（ながえ孝子提出）（第一九号）

物価高対策の緊要性に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第二〇号）

食料品に係る消費税率をゼロ％とする提案に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第二一号）

国立公文書館によるＳＮＳ上での寄附の募集に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二二号）

集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約批准に向けた同条約と国内法制との関係の整理に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第二三号）

千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約第二条（ｃ）の共謀に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第二四号）

高市早苗内閣総理大臣による上野賢一郎厚生労働大臣への労働時間規制の緩和検討指示に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二五号）

辞令

（国際部長）参議院参事　相澤　達也

庶務部勤務を命ずる

（記録部長）同　森　黒土

国際部長兼務を命ずる（以上十一月一日）

人事異動

内閣

○防衛大臣臨時代理
国務大臣　小野田紀美
防衛大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○経済産業大臣臨時代理解職
同　城内　実
経済産業大臣赤澤亮正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　城内　実
内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を免ずる（以上十月三十一日）
○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣高市早苗は大韓民国へ出張のところ十一月一日帰朝した。
○外務大臣臨時代理解職
国務大臣　林　芳正
外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
武宮　英子
判事兼簡易裁判所判事に任命する（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　齋藤　巌
簡易裁判所判事兼判事に任命する（横須賀簡易裁判所判事・横浜地方裁判所判事兼横浜家庭裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事　飯畑　勝之
願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上十一月一日）
○防衛大臣臨時代理解職
国務大臣　小野田紀美
防衛大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十一月二日）
（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　伊藤　雅人
兼官を免ずる（十一月四日）

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する　梅澤　彰
従五位に叙する（各通）　細沼　徳彦
石井　栄員
岡田　榮一
（埼玉県横瀬町議会議員）
正六位に叙する（各通）　飯澤　藤夫
伊東　輝夫
今村　悦也
大脊戸見利
奥野新左ヱ門　齋藤　雅己
末兼　政廣　鈴木　淳一
竹澤　昭治　田中　伸博
長谷川雄助　一増
屋口　明彦　原　久男
吉岡
従六位に叙する（各通）　神代　明
（警視庁警部）
正七位に叙する（各通）　平田　安夫
千葉　幸男
従七位に叙する（各通）（以上九月二十九日）　松尾　吉昭
（弘前大学名誉教授）　横田　登
正四位に叙する　牧田　肇
正五位に叙する　松岡　計三
従五位に叙する（各通）　赤塚　盛昭
芥川　博興　梅沢　昭雄
（奈良県下北山村議会議員）
小泉　種克　神足　進
中南　靖　山田　恒雄
正六位に叙する（各通）　泉　菊地　弘已
藍田　中垣　忠夫
佐藤　忠　西本　幸誠
成岡　務　山崎　芳人
森下　勇
従六位に叙する（各通）　岩瀬　功　後藤　榮
正七位に叙する（各通）　辻　堅男
深迫　一夫
従七位に叙する（各通）（以上九月三十日）　解良　芳夫
（長岡技術科学大学名誉教授）　佐田　通明
従四位に叙する（各通）　瀬田　勝男
正五位に叙する　有馬　文也
従五位に叙する（各通）　清水　昭男
増澤　善和
入澤喜久治
川村　隆夫
若林　清平
犬塚　博巳
大竹　実郎
酒井　隆
鈴木　成美
中島　知学
眞庭　幸男
假屋園哲志
原　宏造
望月　勝
新垣　安教
小谷内正信
新田　義雄
栗本　武平
鈴木　昭人
木津　英彰
永井　綱夫
船山　春男
松岡　計三
正五位に叙する（十月五日）　原　宏造
○叙勲
（埼玉県横瀬町議会議員）
旭日双光章を授ける　若林　清平
旭日単光章を授ける（以上九月二十九日）　尾澤　正功
菊地　弘已
栗本　武平
（奈良県下北山村議会議員）
旭日双光章を授ける（各通）　尾崎　忠義
（香川県多度津町議会議員）
旭日単光章を授ける（以上九月三十日）　滝田　康雄
旭日小綬章を授ける（十月三日）　今村　悦也　川村　隆夫
酒井　隆　松尾　吉昭
瑞宝双光章を授ける（各通）　飯澤　藤夫
（警視庁警部）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十九日）　牧田　肇
（弘前大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける　小谷内正信
瑞宝小綬章を授ける　赤塚　盛昭　芥川　博興
神足　進　鈴木　昭人
松岡　計三
瑞宝双光章を授ける（各通）　大竹　静男
後藤　正勝　加藤　啓子
長根　潤治
従五位に叙する（各通）　大槻　修　笠間　浩
旭　治人
徳田　幸宣　古舘千代志
正六位に叙する（各通）　伊藤　大義　大石　幸雄　風野　隆次
加田　貞夫　今内　義光　田井　秀夫
高下　保幸　中村　克郎　藤田　敏夫
従六位に叙する（各通）　石毛　保雄　笠間三男也　川村　三男
永田　憲司　林　和通　原本　光治
深川　悦朗
正七位に叙する（各通）　木森　泰彦　佐藤　貞男
従七位に叙する（各通）（以上十月一日）　滝田　康雄
従五位に叙する（十月三日）　戸坂　隆
佐々木雅春　村松　眞次　渡邊　芳雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月三十日）　解良　芳夫
（長岡技術科学大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける　大槻　修　木森　泰彦　後藤　正勝
瑞宝双光章を授ける（各通）　田井　秀夫　長根　潤治　原本　光治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月一日）　石毛　保雄　佐藤　貞男
瑞宝小綬章を授ける（十月五日）　戸坂　隆
佐々木雅春

皇室事項

信任状捧呈式
十月三十一日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在スリランカ特命全権大使ビヴィトゥル・ジャナック・クマーラシンハの信任状捧呈式を行われた。
十月三十一日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在リベリア特命全権大使エドワード・ワデ・アップルトンの信任状捧呈式を行われた。
文化勲章親授式
十一月三日午前十時三十分、宮中において、川島康生、辻惟雄、鈴木順子、王貞治、山本尚、片岡孝夫、小松和彦及び北川進の文化勲章親授式を行われた。
御弔電
天皇陛下は、タイ王太后シリキット陛下崩御につき、十一月四日同国王陛下へ御弔電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示
車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第２項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。
令和７年11月６日
中国地方整備局長　杉中　洋一

1　指定する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
一般国道９号	島根県出雲市知井宮町字坂之下谷2394番１から島根県大田市温泉津町福光235番１まで

2　指定する期日　令和７年10月27日
3　通行方法
次の通行方法によらなければならない。
橋等の通行方法
橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の二第一項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第３号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県自動車小売業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
令和７年11月６日
宮城労働局長　松瀬　貴裕
第４号中「１時間1,036円」を「１時間1,101円」に改める。
附　則
この決定は、令和７年12月15日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第２号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
令和７年11月６日
栃木労働局長　川口　秀人
第４号中「１時間1,055円」を「１時間1,070円」に改める。
附　則
この決定は、令和７年12月31日から効力を生ずる。

山口労働局最低賃金公示第３号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成23年山口労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
令和７年11月６日
山口労働局長　鈴木　輝美
第４号中「１時間1,088円」を「１時間1,141円」に改める。
附　則
この決定は、令和７年12月15日から効力を生ずる。

香川労働局最低賃金公示第２号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
令和７年11月６日
香川労働局長　友住弘一郎
第４号中「１時間1,092円」を「１時間1,158円」に改める。
附　則
この決定は、令和７年12月15日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第３号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金（令和６年福岡労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
令和７年11月６日
福岡労働局長　鈴木　一光
第４号中「１時間1,000円」を「１時間1,065円」に改める。
附　則
この決定は、令和８年２月１日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第４号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
令和７年11月６日
福岡労働局長　鈴木　一光
第４号中「１時間1,081円」を「１時間1,147円」に改める。
附　則
この決定は、令和７年12月10日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

工場財団

山口県下関市本町三丁目１番１号**山口合同ガス株式会社**の工場財団に山口県下関市本町三丁目１番１、１番２、１番３、29番８、472番１山口合同ガス株式会社下関工場、山口県防府市大字浜方字大浜二ノ枡473番２山口合同ガス株式会社防府工場、山口県周南市大字徳山字久米ヶ後355番４、同所字久米ヶ岡10425番13山口合同ガス株式会社周南供給所、山口県周南市小川屋町4979番２山口合同ガス株式会社新南陽供給所、山口県山口市大内千坊四丁目1705番山口合同ガス株式会社山口供給所、山口県山陽小野田市大字小野田字末広7525番32山口合同ガス株式会社小野田工場、山口県柳井市柳井字宮本塩浜1578番12、同所同字1574番45、同所同字1574番56山口合同ガス株式会社柳井工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
令和７年11月６日
山口地方法務局下関支局

東京都港区虎ノ門二丁目10番４号**オークラプレステージタワー中浦風力合同会社**の工場財団に長崎県西海市西海町中浦南郷字涼松1367番地33中浦風力発電所の工作物、機械器具を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
令和７年11月６日
長崎地方法務局佐世保支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和７年11月６日
中国地方整備局長　杉中　洋一
1　処分をした年月日　令和７年10月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　Primetals Technologies Japan株式会社　後藤　　朗　広島県広島市西区観音新町４－６－22　国土交通大臣許可（特－４）第26590号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年10月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

免責許可決定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１０００１号
仙台市太白区鈎取１丁目７番11号フレグランス鈎取Ｂ棟101
清算株式会社　株式会社岩崎石材工業
代表清算人　岩崎　岩雄
１　決定年月日　令和７年10月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所第４民事部

令和７年（ヒ）第２０８１号
東京都中央区入船１丁目６番３号朝日八丁堀マンション606
清算株式会社　株式会社ＶＯＣＥ
代表清算人　松本　能紀
１　決定年月日　令和７年10月22日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０５５号
東京都港区六本木５丁目９番20号
清算株式会社　ホットストア株式会社
１　決定年月日　令和７年10月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０５７号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号　新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社クイナ
代表清算人　吉田　三男
１　決定年月日　令和７年10月23日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙記載の債権者に別紙「弁済額」の欄記載の弁済をする。弁済は、各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各協定債権の元金部分に付随する利息、遅延損害金、違約金を含む。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務の全額を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（この場合の弁済方法及び振込費用の負担については、上記１と同様とする。）。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００７号
名古屋市南区南野３丁目129番地
清算株式会社　株式会社ツカサ金属工業所
代表清算人　武内　成泰
１　決定年月日　令和７年10月20日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定認可確定後１月以内に、各協定債権者に対し、弁済原資である金12,163,596円を各協定債権者の有する債権額（ただし、解散日を基準日とし、基準日における元本額とする。担保権の付された協定債権については、当該担保物件の価額に相当する部分を控除した債権額とする。）の割合に応じて按分した金額を支払う。各協定債権者に対する具体的な弁済金額は、別紙のとおりとする。
２　前項に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算会社の負担とする。
３　清算株式会社は、前２項に定める弁済を実施した時に、各協定債権者が清算会社に対して有するその余の債権全額の免除を受ける。
４　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、各債権者が前項の弁済の後にした残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。
５　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。
以上
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第３０２８号
大阪市淀川区西中島４丁目９番28号
清算株式会社　株式会社ＮＣＴ
代表清算人　下向　峰子
１　決定年月日　令和７年10月22日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。
２　別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。
３　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧記載の協定債権額の割合に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社パソナグループ（乙、住所東京都千代田区丸の内一丁目五番一号）のＤＸ人材育成事業及びＡＩソリューション事業に関する権利義務の一部を承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年一月五日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　一二一頁（号外第一五〇号）
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和七年十一月六日
東京都港区南青山三丁目一番三〇号
株式会社スマートスタイル
代表取締役　河野　一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日
東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ
Ｍｙａｎｄｅｍｙ　Ｊａｐａｎ合同会社
代表社員　石橋　知士

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＦＩＯとします。

効力発生日は令和七年十二月二十四日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十月二十二日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日
東京都港区浜松町二―二―一五浜松町ダイヤビル二Ｆ
Ｆｉｏ合同会社
代表社員　河村　賢

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日
東京都中央区銀座一―一二―四Ｎ＆ＥＢＬＤ．七階　合同会社Nihon Talent Agency
代表社員　菊池　遥奈

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日
東京都目黒区目黒一丁目一―六―一〇五号
ガーデン目黒　合同会社Ｙ２Ｕ
代表社員　速水　裕子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＨＳ　ＴＲＡＤＩＮＧ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月６日

愛知県豊田市本地町三丁目一―二二コーポレイクサイド一〇三

ＨＳ　ＴＲＡＤＩＮＧ合同会社

代表社員　ハヤト　ムハマド　ハセボ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＹＯＲＯＺとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月６日

京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目二六番地四

合同会社Home'sBeing

代表社員　廣町　光夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月６日

大阪市阿倍野区天王寺町南三丁目一番四号

合同会社秋葉

代表社員　朱　秋茹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和７年十二月七日であり、株主総会の決議は令和７年十月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年十月二十九日

掲載頁　六十頁（号外第二四〇号）

令和７年十一月六日

岩手県一関市字相去三番地の一

株式会社富士通ゼネラルエレクトロニクス

代表取締役　中西　健

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億一千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年十月二十九日

掲載頁　五十六頁（号外第二四〇号）

令和７年十一月六日

東京都中央区八丁堀三丁目二五番八号八丁堀陽光ビル四階　オールウインド株式会社

代表取締役　兪　衛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年四月三十日

掲載頁　七十二頁（号外第九十七号）

令和７年十一月六日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号

ＧＭＯ　ＡＩ＆ロボティクス商事株式会社

代表取締役　内田　朋宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年11月６日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

ＦｕｎｄＴｒｅｅ麻布合同会社

代表社員　ファンドツリー・キャピタル・ピーティーイー・エルティーディー

職務執行者　リアオ・チュン・リク

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五百六十七万円減少し一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和７年11月６日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

株式会社パボックＨＤ

代表取締役　小野　俊法

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億五千四百三十一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年五月二十九日

掲載頁　八十七頁（号外第一一八号）

令和７年11月６日

東京都千代田区有楽町一丁目一番二号

ＳＫ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　尹　洪晟

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和７年十二月十五日であり、株主総会の決議は、令和７年十月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和７年11月６日

京都府舞鶴市字南田辺二三番地一

有限会社丸昌産業

代表取締役　福田　昌弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億二千四百四十万百二十九円、資本準備金の額を十二億四千八百八十万二百五十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和７年七月一日

掲載頁　二十五頁

令和７年11月６日

東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号オークラプレステージタワー

日本再生可能エネルギー株式会社

代表取締役　ラウル・リエンダ・セビージャ

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億七千二百九十四万二千五百四十七円、資本準備金の額を十五億四千五百八十八万五千九十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和７年七月一日

掲載頁　二十五頁

令和７年11月６日

東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号オークラプレステージタワー

ヴィーナ・エナジー・ジャパン株式会社

代表取締役　ラウル・リエンダ・セビージャ

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和７年九月三十日現在の資本金の額を十六億七千百五十八万千五百円、資本準備金の額を十六億七千百五十八万千五百円減少することにいたしました。

なお、令和７年十月一日から効力発生日までに当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額分を合わせて減少することにより、資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少の効力発生日における最終的な資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ一億円、零円とすることといたします。

株主総会の決議は、令和７年十一月二十八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和７年11月６日

東京都港区虎ノ門一丁目二三番一号

株式会社Def consulting

代表取締役　下村　優太

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一百三十二万二千七百五十円、資本準備金の額を一億一百三十二万二千七百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一五八頁（号外第一四四号）

令和七年十一月六日

新潟県上越市木田二丁目一四番一四号

ヤマモトファミリーオフィス株式会社

代表取締役　山本　耕徳

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億六千万七百五十円、資本準備金の額を五億七千五百万七百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　洛タイ新報

掲載の日付　令和七年四月四日

掲載頁　十一頁（第二一四一八号）

令和七年十一月六日

京都府相楽郡精華町光台一丁目七番地

ミツフジ株式会社

代表取締役　三寺　歩

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月六日

静岡県浜松市中央区高丘東一丁目一〇番五五号　株式会社新機械技研

代表取締役　鈴木　紀彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である張中、田潤及び殷偉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

神戸市中央区栄町通二丁目二番三号

テンハイコーエキカンパニーリミテッド

日本における代表者　殷　偉

金融商品取引業者の解散の公告

当社は、令和七年十二月八日をもって解散することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。なお、金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

令和七年十一月六日

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーN館十五階

株式会社資産運用コンサルティング

代表取締役　小川　泰司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三十七億九千九百九十五万五千七百三十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十一月六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ４特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九億九千九百九十五万九千三百九十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十一月六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ６特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十一月六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ９特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十一月六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ１６特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

訂正公告

令和七年五月三十日（号外第一二〇号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、「当社は、資本金の額を二千万円減少し五百万円とすることにいたしました。」とあるは「当社は、資本金の額を一千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。」の誤りにつき訂正します。

この資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年十一月六日

東京都北区滝野川三丁目六〇番四号藤井ビル二Ｆ

天成国際コミュニケーション株式会社

代表取締役　福沢　大輝

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三六七	一	一二（終りから）	ものする	ものとする
九一	一	一七（終りから）	令和７年４月９日	令和８年４月９日

（原稿誤り）

令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布財務省令第二十六号（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令）